

三沢市長の交際費の支出及び公表に関する基準の一部を改正する基準

(平成26年4月18日)

三沢市長の交際費の支出及び公表に関する基準(平成24年4月12日制定)
の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- (1) 「親族」とは、本人の配偶者及び子並びに父及び母をいう。
- (2) 別に消費税(地方消費税を含む。)が課されるものにあつては、表中の執行基準額に、当該額に消費税率(地方消費税率を含む。)を乗じて得た額を加えた額を執行基準額とする。

この基準は、平成26年4月18日から施行する。

三沢市長の交際費の支出及び公表に関する基準新旧対照表

現行	改正後
<p>別表（第4条関係）</p> <p>表 略</p> <p>備考 <u>親族は、本人の配偶者及び子並びに父及び母とする。</u></p>	<p>別表（第4条関係）</p> <p>表 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>「親族」とは、本人の配偶者及び子並びに父及び母をいう。</u></p> <p>(2) <u>別に消費税（地方消費税を含む。）が課されるものにあつては、表中の執行基準額に、当該額に消費税率（地方消費税率を含む。）を乗じて得た額を加えた額を執行基準額とする。</u></p>